

江田島市税条例(平成 16 年江田島市条例第 44 号)第 71 条の規定に基づき、固定資産税の納付を困難と認められる者あるいは公益のため直接専用する固定資産又は天災等により著しく価値を減じた固定資産に対する固定資産税の減免は、次の基準に従い実施し、調査に当たっては申請理由の有無、家族の構成、資産の状況、生活程度等必要な事項を適確に調査し、担税能力に即した適正公平な固定資産税としなければならない。

1 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受ける者の所有する固定資産

(1) 生活保護法の生活扶助を受ける者の所有する固定資産

保護を受けることとなった日以降に到来する納期限に係る納付額 免除

(2) 生活保護法の生活扶助以外の保護を受ける者の所有する固定資産

保護を受けることとなった日以降に到来する納期限に係る納付額 75%軽減

2 貧困により生活が困難のため、扶養義務のない者から扶助を受ける者の所有する固定資産

扶助を受けることとなった日以降に到来する納期限に係る納付額 75%軽減

3 公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。) 免除

4 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

災害等を受けた理由によりその年の固定資産税の全額納税が著しく困難と認められる者は、次の区分に示す率の範囲内において、その理由の発生した日以降に到来する納期限に係る納付額を軽減し、又は減免する。

(1) 農地又は宅地

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるとき。	全部
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき。	10 分の 8
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき。	10 分の 6
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき。	10 分の 4

(2) 家屋

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき。	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき。	10 分の 8
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき。	10 分の 6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき。	10 分の 4

(3) 農地又は宅地以外の土地

前表の(1)に準ずる。

(4) 償却資産

前表の(2)に準ずる。

5 この要綱は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。